

新型コロナウイルス感染対策図書館利用ガイドライン

令和2年7月27日（改正）
河津町教育委員会

図書館を利用するにあたり、8月1日より次のとおりとする。

1 利用者が遵守すべき事項

- 1) 以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせること
 - ア 体調が良くない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- 2) マスクを着用すること
- 3) 入館時には手指消毒を実施すること
- 4) 他の利用者との距離（できるだけ1m）を確保すること

2 利用内容

入館時は利用記録書に記入し、カウンターへ提出すること

3 利用記録書について

利用記録書は、図書館利用者に新型コロナウイルス感染者が発生した場合に、感染拡大防止のために活用するものです。河津町個人情報保護条例に基づき個人情報の適正管理を行います。

利用記録書

図書館に用意してあります

令和 年 月 日

フリガナ	
名前	
電話番号	
入館時間	時 分
退館時間	時 分